



No. 29
FPコラム
お金のおはなし

Q&A

～すぐに使わないお金の置き場～

資産運用の初めの一步

文・星 洋子 さん

Q：コツコツとやりくりしてきたおかげで、少しずつお金が貯まってきました。このまま普通預金に入れておくより、何か資産運用を始めたほうが良いのか迷っています。

A：運用と聞くと、株や不動産などの投資商品をイメージしがちですが、預貯金で利息を得ることも運用の一つです。
預貯金は元本が動かない（預けたお金は減らない）ので、安心して運用できます。残念ながら一般的な定期預金の金利は0.002%なので、100万円を1年間預けても運用益は20円（税引き前）です。しかし、探せば金利0.1%以上のネット銀行などの定期預金もあります。
預貯金以外の「投資商品」は元本割れのリスクがありますが、より高い利回りを期待できます。ただし、投資に廻してもいいお金は「余裕資金」です。
教育資金などおおよそ10年以内に使う「予定資金」、暮らしに必要な「生活資金」、万一のための「緊急資金」は、投資には向きません。いざ引き出すときに減っては困ります。
余裕資金とは、**すぐに使う予定がないお金**のことです。例えば、20年後に必要な老後資金は投資で準備できます。途中で運用が上手くいかなくても、その後の運用期間が充分にあれば取り戻すことが期待できます。

余裕資金を見つけたら、次はお得な制度を利用しましょう。
老後資金作りには「iDeCo（イデオ）」がおすすめです。原則60歳まで引き出せませんが、掛金は所得控除、運用益は非課税、受取時は課税の軽減、と3つの税制優遇があります。運用商品は投資信託などの他に、元本確保型の定期預金なども選べます。
また「つみたてNISA」は最大20年間の運用益が非課税になります。20歳以上で利用でき、お金が必要な時にいつでも引き出せます。商品は投資信託などですが、長期の積立に適した商品に限定しているのを選びやすく、投資初心者向きです。
「iDeCo」の掛金と「つみたてNISA」の購入額には上限があります。「iDeCo」は職業などによって異なりますが、企業年金に加入していない会社員なら、年額27万6000円（月額2万3000円）までです。「つみたてNISA」は誰でも年間40万円までです。
上限があるからこそ、一定額でコツコツと買い続けることで「時間の分散」効果による元本割れのリスク軽減が可能です。



星 洋子（ほし ようこ）
CFP®、1級FP技能士、1級Dプランナー、認定心理士、住宅ローンアドバイザー。一般企業で就業中、自身の家計の見直しのためにFPの資格を取得。ライフプランを提案する独立型FPとしてセミナー講師、相談業務などを中心に活躍中。

特に、投資初心者はまとまった資金で一度に購入しないようにしましょう。今が買い時（安値）かなどの判断は、とても難しいものです。
「iDeCo」も「つみたてNISA」も、**どこの金融機関でも申し込めますが、扱っている商品の種類が違います。**
また「iDeCo」は金融機関ごとに口座管理手数料が違うので、まずは手数料から比較してみてください。
※金利、各制度の仕組み、税制などは令和3年1月現在のものです。

育児にストレスを感じていませんか？
のんびり子育てアドバイス

わが子の成長はうれしくても、「イヤイヤ!」「自分でやる!」と叫ぶ日々がうんざりしていませんか？寝顔は天使、起きたら怪獣に変身するわが子とどう向き合っていけばよいか？一緒に考えましょう。

Q：2歳の子を持つ母です。最近思い通りにならないことがあると「ママなんか嫌い!」と言われ、悲しい気持ちになります。

A：ギュッと抱きしめるとどんな言葉をかけるよりもたくさんの思いが伝わります。子どもから求められていなくても抱っこ。感情が抑えられなくて泣いていたなら、背後から抱きしめてあげるとよいでしょう。
Q：時間がなくて急いでいる時に限って、だだをこねられてイライラします。
A：急いでいるのは親の都合で、子どもに「もう勝手にしなさい」というひと言は子どもを突き放す、おどしのきいた言葉です。安心して人の前でしか子どもはだだをこねません。反抗期は「やってるな」とゆとりの気持ちを持って子どもを見守りましょう。



子どもの成長は人それぞれです。悩んだり、不安や悩みをひとりで抱えないこと、家族やママ友、保育園、幼稚園、学校の先生、子育て支援センター、保健師などに相談してください。地域で子育て応援します。

【子育てに関する相談】
町子育て支援センター「スキップ」
☎ 72-1280
月曜～金曜 8:30～17:15
町住民保健課 健康推進グループ
☎ 73-2256
月曜～金曜 8:30～17:15

消費生活相談室です

契約内容をよく確認！
定期購入トラブルに注意

【独立行政法人国民生活センター事例より】
動画投稿サイトで「実質無料初回送料のみ500円」と書かれた広告を見て、脱毛クリームを注文した。商品が届き、同封されていた書類を確認すると、5回分の受け取りが条件となっている定期購入だったことが分かった。支払い総額は、約2万5千円になる。高校生なので支払えない。
(高校生 男性)



- 【消費者へのアドバイス】
- 1回だけのつもりで申し込んだが、複数回の購入が条件だったという定期購入に関する相談が多数寄せられています。
 - 注文する際には、定期購入が条件となっていないか、支払うことになる総額はいくらかなど、契約内容をしっかりと確認しましょう。
 - 詳細な契約内容は、「実質無料」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど、注意が必要です。
 - 未成年者の契約は、取り消しができる場合もあります。

南空知消費生活相談室

| | | |
|---------------|-----------------|---------------|
| 毎週 月・木曜日 | 13:00 ～16:00 | 勤労者 福祉センター |
| 毎月 第2・4水曜日 | 13:00 ～15:00 | ☎ 72-3581 |